

出雲市農業委員会（第1期）第31回総会 議事録

「農業委員会等に関する法律」第27条第1項の規定に基づき会長が総会を招集。

1 日時 令和2年(2020)年1月27日(月) 午後1時25分～午後4時

2 場所 出雲市役所 3階 庁議室

3 出席委員(22名)

秦 久光	大梶 泰男	竹内 辰雄	岡 正	原 孝治
津戸 吉博	神田 伯	佐藤 始	小川 義和	久野 晴見
塩野 一男	持田 守夫	小村 伸治	遊木 龍治	河原 基
佐藤 さゆみ	若槻 博美	勝田 茂	高橋 忠男	板垣 房雄
勝部 隆司	江角 隆雄			

4 欠席委員(2名)

恩村 光則 落合 光啓

5 提出議題

(1) 報告事項

報第93号 会長専決処分の報告

報第94号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報第95号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

(2) 議案審議

議第211号 農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画の決定について

議第212号 農地法第3条の規定による農地等の許可申請決定について

議第213号 農地法第4条の規定による農地等の許可申請決定及び承認について

議第214号 農地法第5条の規定による農地等の許可申請決定及び承認について

議第215号 農地転用事業計画変更申請決定について

議第216号 農地法第5条第1項目的の買受適格証明について

議第217号 非農地証明について

議第218号 非農地通知について

議第219号 農地法第3条第2項第5号による別段面積について

(農地法施行規則第17条第2項)

会長あいさつ

6 議事

秦会長が、総会の開会を宣する。出席者が過半数を超え会議の成立を宣する。
署名委員に議席番号16番の遊木龍治委員と17番の河原基委員を指名する。

議 長 それでは、お手元の次第にしたがって進行いたします。

報告事項、報第93号会長専決処分の報告、報第94号農地法第18条第6項の規定による通知について、報第95号農地法第3条の3第1項の規定による届出について、一括して報告します。

報第93号会長専決処分について、報告いたします。

先ず、第30回総会で承認いたしました案件で、島根県農業会議に意見を聴く案件、農地法第5条4件については、1月10日開催の島根県農業会議第46回常設審議委員会に諮問し、許可相当との答申をいただいております。都市計画法に基づく開発行為の許可が未済の1件を除く、農地法第5条3件を、常設審議委員会当日の1月10日付けで許可決定しております。

次に、第29回総会で承認いたしました案件の内、都市計画法に基づく開発行為の許可が必要で、開発行為の許可と合わせて許可した案件、農地法第5条1件を1月14日付けで許可決定いたしております。

また、第29回総会で農地法第3条買受適格証明の承認を行った1案件について、最高価格となったことにより、農地法第3条の申請があり、内容に変更がないことを確認し、1月6日付けで許可を決定しております。

以上、報告といたします。

議 長 続いて、報第94号農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局から報告をお願いします。

西村主任 報第94号について、ご説明いたします。

報告資料の1ページをご覧ください。

農地の賃貸借の解約等は、原則的に県知事の許可が必要ですが、農地法第18条第1項第2号で、貸し手と借り手の合意による解約が、その農地の引渡し期限前の6か月以内に成立した旨が書面において明らかな場合は契約終了の手続きができます。

今月は、受付番号112～124番の13件の通知がありました。内訳としては、借人の都合によるものが1件、耕作者変更が4件、農地法3条申請

のためが3件、農地法5条申請のためが4件、公共工事買収による面積変更のためが1件です。

農地の引渡しの時期が、解約の合意の成立後6か月以内であることを書面で確認しており、県知事の許可を要しないものと考えます。

以上、報告いたします。

議長 続いて、報第95号農地法第3条の3第1項の規定による届出について、事務局から報告をお願いします。

吉川主任 報第95号について、ご説明いたします。

報告資料の3～12ページをご覧ください。

農地法第3条の3において、「相続」や、「時効取得」などの、農地法の許可を要しない権利取得につきましては、権利を取得した者は、農業委員会にその旨を届出しなければならないこととされています。

この届出の先月受付分は、受付番号166～185番までの20件でした。

権利の取得事由は、20件全てが「相続」によるものでした。

市外在住の相続人からの届出などについては、備考欄に記載しております。

受付番号167番については、あっせん希望がありましたので、担当農業委員さんに相談しています。

なお、(農地法関係事務処理要領の第3の3、留意事項にかかる)本届出の受理通知は、届出書の到達があった日から40日以内とされております関係上、1月9日付けで通知を出しております。

以上、報告いたします。

議長 報告事項について、一括して報告をいたしました但、ご質問、ご意見はございませんか。

持田委員 14番の持田です。報第95号について質問です。受付番号180番は、相続人が県外在住の方ですが、農地の管理はどのようにされるのでしょうか。

吉川主任 相続された農地は空き家に隣接しており、相続人はこの空き家とあわせて売買を考えておられます。別段面積の申出について、行政書士に手続きを依頼中とのことですが、取得希望者が見つかるまでは、農地の適正な管理を依頼しています。

持田委員 わかりました。

議 長 その他にご質問、ご意見はございませんか。

議 長 他に質問がないようですので、それでは、これより議案の審議を行います。
議第211号農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画の決定について、を議題といたします。
農業振興課佐藤係長から内容について、説明をお願いします。

佐藤係長 議第211号について、ご説明いたします。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、市は、農業委員会において「農用地利用集積計画」を決定していただくこととなっておりますので、本案件の適否について、今総会での判断をお願いいたします。

それでは、1月31日公告予定の集積計画の概要を説明いたします。

お手元の農用地利用集積計画の2ページをご覧ください。

まず、賃借権の設定です。2ページの左上の表の、合計①の欄をご覧ください。設定合計は、391筆、655,635.50㎡、うち新規の設定が51筆、62,687.00㎡、再設定が340筆、592,948.50㎡です。この内訳ですが、相対分が、2ページの右上の表の合計①欄で、31筆、38,169㎡です。円滑化事業分は、3ページの左上の表の合計①欄、13筆、2,544.50㎡で、中間管理事業分が、3ページの右上の表の合計①欄、347筆、614,922㎡となっています。続いて、使用貸借権の設定です。2ページの左下の表の、合計②の欄をご覧ください。設定合計は、190筆、222,913.55㎡、うち新規の設定が64筆、63,166.55㎡、再設定が126筆、159,747.00㎡です。この内訳は、相対分が、2ページ右下の表の合計②欄、52筆、52,230㎡です。円滑化事業分が3ページ左下の表の合計②欄、34筆、38,189㎡、中間管理事業分が3ページ右下の表の合計②欄、104筆、132,494.55㎡となっています。

今月のすべての利用権設定の合計は、2ページの一番左下の、計①+②の欄をご覧ください。581筆、878,549.05㎡です。

その他 詳細な設定内容は、4ページ以降の各筆明細でご確認ください。
なお、今月は所有権の移転がございますので、ご説明いたします。

58ページの「農用地利用集積計画 所有権移転」及び59ページの「所有権移転 総括表」をご覧ください。

農業経営基盤強化促進法第4条第2項に定める農地保有合理化事業の農地

売買等事業により、農地保有合理化法人である「しまね農業振興公社」は、農地を出し手農家から買い入れ、中間保有した後、担い手である受け手農家へ売り渡します。

この事業を活用して所有権移転を行うと、農地の出し手、受け手ともに税制上の優遇措置を受けることができ、担い手への集積が効率的に促進されます。

今月の所有権移転の合計は、1筆、2, 333㎡です。

以上、今月の申請の案件は、出雲市における基本構想に適合するとともに、権利者・利用権の設定をうけた者が経営農地の全てを効率的に利用し、必要な農作業に常時従事するものとして作成したものです。

また、前回、12月25日の総会で決定いただきました農地中間管理事業の集積計画につきまして、お配りしております「農地中間管理事業による農用地利用配分計画（案）」として公益財団法人しまね農業振興公社に提出いたしますのでご確認ください。

説明は以上です。

議 長 それでは、議題となっています議第211号のうち、7件が農業委員関与案件となります。その内、20番勝田茂委員の関与案件が、4ページの1100-154番及び12～13ページの1300-206～211番の7件となります。それでは、20番勝田茂委員の関与案件7件を先議案件といたします。農業委員会等に関する法律第31条の規定により、20番勝田茂委員が除斥となります。

(勝田委員退室)

議 長 本先議案件について、ご質問、ご意見はございませんか。

議 長 ご質問、ご意見はないものと認めます。

それでは、議第211号のうち、20番勝田茂委員の関与案件7件の先議案件について、承認される方の挙手を求めます。

議 長 挙手全員と認めます。

よって、20番勝田茂委員の関与案件7件の先議案件を承認いたします。
ここで勝田委員の除斥を解除いたします。

(勝田委員 入室)

議 長 続きまして、議第211号のうち、先ほどの先議案件7件を除くすべての案件について、ご質問、ご意見はございませんか。

議 長 ご質問、ご意見はないものと認めます。
それでは、議第211号のうち、先議案件7件を除くすべての案件について、承認される方の挙手を求めます。

議 長 挙手全員と認めます。
よって、議第211号のうち、先議案件7件を除くすべての案件について、承認いたします。
次に、議第212号農地法第3条の規定による農地等の許可申請決定について、を議題といたします。
事務局から内容について、説明をお願いします。

吉川主任 議第212号について、ご説明いたします。
第31回総会議案の1ページの左側の欄をご覧ください。今月は、所有権移転の申請が9件ありました。
個別の事案について、ご説明いたします。2～3ページをご覧ください。
受付番号106番です。譲渡人は労力不足のため、近隣で広く野菜や果物を栽培しており、経営規模の拡大を望む受人に譲渡するものです。所有権移転後は、受人とその世帯員が隣接地と一体的に野菜を栽培される計画です。
受付番号107番です。譲渡人は高齢による労力不足のため、近隣に居住し、以前から申請地で水稻を栽培してきた弟に贈与するものです。所有権移転後は、受人とその世帯員が野菜を栽培される計画です。
受付番号108～110番までは譲受人が同じですので併せてご説明いたします。譲渡人はいずれも経営規模縮小のため、市内でさつまいもを栽培しており、経営規模の拡大を望む受人に譲渡するものです。所有権移転後は、受人がさつまいもを栽培される計画です。譲受人は、今後も経営規模拡大を望んでおり、農地面積に応じた従業員の雇用や機械設備の増設を計画されています。
受付番号111番です。譲渡人は労力不足のため、市内で広く水稻や野菜を栽培している受人に譲渡するものです。所有権移転後は、受人とその世帯員が隣接地と一体的に水稻及び野菜を栽培される計画です。
受付番号112番です。譲渡人は農業経営を縮小するため、近隣に居住する受人に譲渡するものです。所有権移転後は、受人が盛土し、果樹を栽培さ

れる計画です。

受付番号113番です。譲渡人は経営規模縮小のため、経営規模の拡大を望む受人に譲渡するものです。所有権移転後は、受人が野菜や果樹を栽培される計画です。

受付番号114番です。これは、地役権設定の案件になります。

まず、地役権についてご説明いたします。地役権とは、自分の土地の利便性を高めるために、他人の土地を利用することができるという民法に規定がある権利です。今回は、「他人の農地の地下」に「上水道管及び下水道管」を通すという地役権の設定になります。許可の基準については、「周辺農地の営農条件に支障を生ずるおそれがないこと」かつ「権利の設定に際し、その行為の妨げとなる権利を有する者の同意を得ていること」とされています。

では、説明資料の1～3ページをご覧ください。

申請場所は、大社町中荒木 [REDACTED] です。

申請内容は、[REDACTED] の西側に建設予定の宅地のために、申請地北側の地下に上水道管及び下水道管を通すものです。地役権設定後も、地上部分については現在の所有者が農地として管理・耕作を続けるということです。

以上、受付番号106～114番については、5～7ページの調査書に記載しておりますとおり、農地法第3条2項各号 不許可には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

説明は以上です。

議 長 ただいまの説明について、ご質問、ご意見はございませんか。

議 長 ご質問、ご意見はないものと認めます。

それでは、議第212号農地法第3条の規定による農地等の許可申請決定について、承認される方の挙手を求めます。

議 長 挙手全員と認めます。

よって、議第212号を承認いたします。

次に、議第213号農地法第4条の規定による農地等の許可申請決定について、を議題といたします。

事務局から内容について、説明をお願いします。

松崎主任 議第213号の4条申請について、ご説明いたします。

議案書は8ページ、参考資料は1～8ページです。

今月は4件の申請がありましたが、説明基準に該当する案件はございませ

ん。

また、2月開催予定の第47回常設審議委員会には議案欄外○印の2件を諮問する予定でございます。

なお、事後案件が3件ございます。

受付番号64番の案件は、平成10年頃から駐車場として利用してきたものです。

受付番号65番の案件は、平成30年から駐車場として利用してきたものです。

受付番号66番の案件は、平成23年頃から資材置場等に利用してきたものです。

申請は事後になりましたが、悪意はないものと判断しています。転用許可基準は満たしており、事業者には始末書の提出を受け、農地法に違反することのないよう指導しております。

その他の案件につきましては、議案書の一覧でご確認いただきますようお願いいたします。

今回申請のありました4案件につきましては、農地法第4条第6項の規定による不許可の要件には該当しないものと認められます。

説明は以上です。

議 長 ただいまの説明について、ご質問、ご意見はございませんか。

議 長 ご質問、ご意見はないものと認めます。

それでは、議第213号農地法第4条の規定による農地等の許可申請決定について、承認される方の挙手を求めます。

議 長 挙手全員と認めます。

よって、議第213号の全案件を許可相当とし、許可決定及び承認いたします。

次に、議第214号農地法第5条の規定による農地等の許可申請決定及び承認について、及び議第215号農地転用事業計画変更申請決定について、を議題といたします。

事務局から内容について、説明をお願いします。

大野主事 議第214号の5条申請について、ご説明いたします。

議案書は9～13ページ、説明資料は4～18ページ、参考資料は9～46ページになります。

今月の5条申請の内訳は、所有権の移転が22件、賃貸借権の設定が1件、使用貸借権の設定が1件、合計24件提出されております。今月の説明案件は5件ございます。

なお、2月開催予定の第47回常設審議委員会に諮問する案件はありませんでした。それでは、個別の案件について説明します。

議案書9ページの受付番号259番について説明します。説明資料の4～6ページをご覧ください。転用場所は、大津小学校の北約600mに位置する田1筆です。詳細な位置につきましては付近案内図でご確認ください。転用目的は『宅地分譲』です。転用面積、所要面積は2,427㎡です。権利の種類は、所有権の移転です。申請地の農地区分は、第3種農地です。転用に当たっての許可該当条項は、農地法施行規則第44条第3号の「用途地域」に該当します。事業計画についてご説明します。事業者は、市内で不動産産業を営む法人です。この度、第一種住居地域内の申請地を取得し、宅地を造成する計画です。資金計画につきましては、所要資金額5,600万円で、これに対する資金調達は、全額借入金で賄う計画です。

続いて、受付番号260番についてご説明いたします。説明資料の7～9ページをご覧ください。転用場所は、来原浄水場の西に隣接している田5筆です。転用目的は『宅地分譲』です。転用面積、所要面積ともに2,514㎡です。権利の種類は、所有権の移転です。申請地の農地区分は、第3種農地です。転用に当たっての許可該当条項は、農地法施行規則第44条第3号の「用途地域」に該当します。事業計画についてご説明します。事業者は、市内で不動産産業を営む法人です。この度、第一種低層住居専用地域にある申請地を取得し、宅地を造成する計画です。資金計画につきましては、所要資金額5,620万円で、これに対する資金調達は、全額借入金で賄う計画です。

続いて、議案書10ページの受付番号270番についてご説明いたします。説明資料の10～12ページをご覧ください。転用場所は、JR江南駅から南東約800mに位置する田1筆です。転用目的は『太陽光発電施設』です。転用面積、所要面積は1,163㎡です。権利の種類は、所有権の移転です。申請地の農地区分は、第2種農地です。転用に当たっての許可該当条項は、農地法第5条第2項第2号の「非改良」に該当します。事業計画についてご説明します。事業者は、市内に居住する個人です。この度、太陽光発電施設建設に必要な条件を満たしている申請地を取得し、太陽光発電施設を建設する計画です。資金計画につきましては、所要資金額1,470万円で、これに対する資金調達は、全額自己資金で賄う計画です。

続いて、議案書11ページの受付番号275番についてご説明いたします。

説明資料の13～15ページをご覧ください。転用場所は、グッディー斐川店から南西約650mに位置する田3筆です。転用目的は『共同住宅』です。転用面積、所要面積ともに1,832㎡です。権利の種類は、所有権の移転です。申請地の農地区分は、第2種農地です。転用にあたっての許可該当条項は、農地法第5条第2項第2号の「非改良」に該当します。事業計画についてご説明します。事業者は、市内でアパート管理を行っている個人です。この度、管理を行っている物件の周辺でアパートの需要が見込まれる申請地を取得し、共同住宅を建築する計画です。資金計画につきましては、所要資金額1億7,380万円で、これに対する資金調達は、全額借入金で賄う計画です。

最後に、受付番号279番についてご説明いたします。説明資料の16～18ページをご覧ください。転用場所は、斐川西中学校から南約400mに位置する田4筆です。転用目的は『共同住宅』です。転用面積は2,539㎡、所要面積は2,606㎡です。権利の種類は、所有権の移転です。申請地の農地区分は、第3種農地です。転用にあたっての許可該当条項は、農地法施行規則第44条第3号の「用途地域」に該当します。事業計画についてご説明します。事業者は、県外に居住する個人です。この度、第一種住居地域にある申請地を取得し、共同住宅を建築する計画です。資金計画につきましては、所要資金額2億8,100万円で、これに対する資金調達は、全額借入金で賄う計画です。

続いて、議第215号の農地転用事業計画変更申請承認についてご説明いたします。議案書は14ページ、参考資料は35～36ページになります。今月の申請は、所有権の移転を伴う変更が1件提出されております。提出案件のうち説明基準に該当するものはありません。

これで説明を終わりますが、その他の案件につきましては、議案書の一覧でご確認いただきますようお願いいたします。

今月申請のありました5条申請24件につきましては、いずれも農地法第5条第2項に規定する不許可の要件には該当しないものと認められます。

説明は以上です。

議長 ただいまの説明についてご質問・ご意見はございませんか。

大槻委員 2番の大槻です。受付番号279番について質問です。
転用面積と所要面積に差がありますが、この差は为什么呢。

大野主事 この案件は転用する田4筆の間に国所管の公衆用道路があり、それと一体

的に転用を行う計画となっています。そのため、その面積分の差が生じています。

大梶委員 わかりました。

議 長 その他にご質問、ご意見はございませんか。

議 長 他に質問がないようですので、それでは、議第214号農地法第5条に規定による農地等の許可申請決定及び承認について、及び議第215号農地転用事業計画変更申請決定について、承認される方の挙手を求めます。

議 長 挙手全員と認めます。

よって、議第214号の全案件を許可相当とし、許可決定及び承認いたします。

また、議第215号を決定いたします。

次に、議第216号農地法第5条第1項目的の買受適格証明について、を議題といたします。

事務局から内容について、説明をお願いします。

大野主事 議第216号の農地法第5条第1項目的の買受適格証明について、ご説明いたします。

初めに、買受適格証明について簡単に説明します。これは、公売に参加するために必要な証明で、参加する者はこの証明書を有している者に限定されます。落札しますと所有権を移転することになりますので、農地を買い受けることについて、農地法3条や5条の規定による許可ができる者に、許可権者が証明書を交付することになっています。交付の手続きは農地法の許可の手続きに準じて行うことになっています。

今回の議案ですが、具体には出雲市が実施する農地の公売に参加するためのものであり、4件の申請が提出されています。このうち、抽選で当選した者に対して、売却決定がなされることになります。

この事案では、農地を取得し宅地分譲地または共同住宅として使用する計画ですので、農地法第5条第1項目的に該当します。転用場所の詳細な位置につきましては、19ページ的位置図でご確認ください。本事案の対象地の面積は1,203㎡で、すべて現況宅地の田です。都市計画区域区分は都市計画区域内の第一種住居地域で、農地区分は、第3種農地となります。土地利用計画との調整につきましては、申請地は農用振興地域外の農地です。転

用にあたっての許可該当条項は、農地法施行規則第44条第3号の「用途地域」に該当します。

それでは受付番号1番の内容について、説明いたします。議案は15ページ、説明資料は20～21ページをご覧ください。転用目的は『宅地分譲』です。所要面積は1,203㎡です。権利の種類は、所有権の移転です。事業計画についてご説明します。計画者は、市内で不動産業を営む法人です。この度、公売に参加し、申出地を取得して宅地を造成する計画です。資金計画につきましては、所要資金額4,300万円で、内訳は説明資料に記載のとおりです。これに対する資金調達は、全額自己資金で賄う計画です。

次に受付番号2番の内容について、説明いたします。議案は15ページ、説明資料は22～23ページをご覧ください。転用目的は『宅地分譲』です。所要面積は1,203㎡です。権利の種類は、所有権の移転です。事業計画についてご説明します。計画者は、市内で建設業を営む法人です。この度、公売に参加し、申出地を取得して宅地を造成する計画です。資金計画につきましては、所要資金額3,827万4千円で、内訳は説明資料に記載のとおりです。これに対する資金調達は、全額自己資金で賄う計画です。

続いて受付番号3番の内容について、説明いたします。議案は15ページ、説明資料は24～25ページをご覧ください。転用目的は『宅地分譲』です。所要面積は1,203㎡です。権利の種類は、所有権の移転です。事業計画についてご説明します。計画者は、市内で不動産業及び建設業を営む法人です。この度、公売に参加し、申出地を取得して宅地を造成する計画です。資金計画につきましては、所要資金額5,000万円で、内訳は説明資料に記載のとおりです。これに対する資金調達は、全額借入金で賄う計画です。

最後に受付番号4番の内容について、説明いたします。議案は15ページ、説明資料は26～27ページをご覧ください。転用目的は『共同住宅』です。所要面積は1,203㎡です。権利の種類は、所有権の移転です。事業計画についてご説明します。計画者は、市内でアパート経営を行う個人です。この度、公売に参加し、申出地を取得して宅地を造成する計画です。資金計画につきましては、所要資金額1億9,500万円で、内訳は説明資料に記載のとおりです。これに対する資金調達は、全額借入金で賄う計画です。

なお、この総会で承認されますと、本日付で、農業委員長名で証明書を交付します。申請人が当選者となり、農地法第5条の許可申請をされた場合、証明書交付時と事情が異なっていると認めたときを除き、会長専決で農地法第5条の許可をし、その許可書を持って契約の締結、買受代金納付、所有権移転登記の手続きという流れになります。

説明は以上です。

議 長 ただいまの説明について、ご質問、ご意見はございませんか。

議 長 ご質問、ご意見はないものと認めます。
それでは、議第216号の農地法第5条第1項目的の買受適格証明について、承認される方の挙手を求めます。

議 長 挙手全員と認めます。
よって、議第216号を承認いたします。
次に、議第217非農地証明について、を議題といたします。
事務局から内容について、説明をお願いします。

西村主任 議第217号について、ご説明いたします。
議案書の16ページ及び説明資料の28～36ページをご覧ください。
今月は、6件の申請がありました。
受付番号21番について説明いたします。申請地については議案16ページに載せております。また説明資料の28ページの位置図及び付近案内図で申請場所をご確認ください。詳細については、説明資料29ページの現況写真をご確認ください。申請地は山林に隣接した農地であり、50年以上耕作されず現在は竹などが繁茂し山林となっています。現地確認は1月7日に塩野農業委員、永島推進委員、事務局職員で行っています。申請地は、農業的利用を図るための条件整備の予定はありません。

続いて受付番号22・23番について説明いたします。申請地の詳細については議案に載せております。また説明資料の30ページの位置図及び付近案内図で申請場所をご確認ください。詳細については、説明資料31～32ページの現況写真をご確認ください。申請地は傾斜地で山林に隣接した日当たりの悪い農地であり、60年以上耕作されず現在は山林となっています。現地確認は1月7日に塩野農業委員、永島推進委員、事務局職員で行っています。申請地は、農業的利用を図るための条件整備の予定はありません。

続いて受付番号24・25番について説明いたします。申請地の詳細については議案に載せております。また説明資料の33ページの位置図及び付近案内図で申請場所をご確認ください。詳細については、説明資料34ページの現況写真をご確認ください。申請地は道路改良工事により残地となった農地で、道路よりかなり嵩上げされており耕作に不便なため15年以上耕作されず現在は原野となっています。現地確認は1月7日に秦農業委員、石崎推

進委員、事務局職員で行っています。申請地は、農業的利用を図るための条件整備の予定はありません。

最後に受付番号 26 番について説明いたします。申請地の詳細については議案に載せております。また説明資料の 35 ページの位置図及び付近案内図で申請場所をご確認ください。詳細については、説明資料 36 ページの現況写真をご確認ください。申請地は傾斜地で山林に隣接した農地であり、60 年以上耕作されず現在は山林となっています。現地確認は 1 月 7 日に秦農業委員、板垣農業委員、大野推進委員、岸推進委員、石飛推進委員、事務局職員で行っています。申請地は、農業的利用を図るための条件整備の予定はありません。

よって、今月付議しました 6 案件は、いずれも非農地証明基準の「やむを得ない事情（耕作不適な土地であること）によって長期間耕作放棄した土地で、その土地の周囲の状況からみて農地に復元しても継続して利用することができないと認められる場合」に該当し、農地法第 2 条に規定する農地以外のものであるとして非農地証明の対象となるものと考えます。

説明は以上です。

議 長 それでは、議題となっています議第 217 号のうち、受付番号 24 番の 1 案件を先議案件といたします。農業委員会等に関する法律第 31 条の規定により、22 番板垣房雄委員が除斥となります。

(板垣委員退室)

議 長 本先議案件について、ご質問、ご意見はございませんか。

議 長 ご質問、ご意見はないものと認めます。

それでは、議第 217 号のうち、22 番板垣房雄委員の関与案件 1 件の先議案件について、承認される方の挙手を求めます。

議 長 挙手全員と認めます。

よって、22 番板垣房雄委員の関与案件 1 件の先議案件を承認いたします。ここで板垣委員の除斥を解除いたします。

(板垣委員 入室)

議 長 続きまして、議第 217 号のうち、先ほどの先議案件 1 件を除くすべての

案件について、ご質問、ご意見はございませんか。

議 長 ご質問、ご意見はないものと認めます。
それでは、議第217号のうち、先議案件1件を除くすべての案件について、承認される方の挙手を求めます。

議 長 挙手全員と認めます。
よって、議第217号のうち、先議案件1件を除くすべての案件について、承認いたします。
次に、議第218非農地通知について、を議題といたします。
事務局から内容について、説明をお願いします。

西村主任 議第218号について、ご説明いたします。
議案書の17～26ページ及び説明資料37ページ以降をご覧ください。
今回非農地判断を行うのは大社町日御碕地区および宇龍地区になります。
対象農地は田5筆、3, 834㎡、畑282筆、159, 992. 11㎡、計287筆、163, 826. 11㎡の農地及び5筆、1, 474㎡の登記地目は非農地である農地に対し非農地判断を行います。
各筆の詳細については議案の19～26ページの一覧表でご確認ください。
また一覧表の左側に「地図」の欄がございます。これは説明資料38ページからの付近案内図区域を示しております。また、右側の「写真」の欄は対応する写真の番号になります。説明資料49ページ以降に各筆の現況写真を載せておりますのでご確認ください。
対象農地は大社町日御碕地区および宇龍地区の農地及び登記地目は「山林原野」の非農地でしたが農地台帳上で農地という扱いにしている農地になります。いずれも以前は農地として使用されていたようですが、現在は現況では山林及び原野化したものになります。
各農地を非農地とする根拠は一覧表の「左の根拠」欄に示しております。いずれも農地法第2条に規定する農地に該当しないものであると判断して、非農地通知の対象となるものと考えます。
なお、今総会にて非農地であると決定されますと、土地所有者に対し非農地通知を送付するとともに、県・法務局等関係機関に対し非農地とした旨の通知を送付いたします。
説明は以上です。

議 長 担当農業委員から補足をお願いします。

大梶委員 2番の大梶です。現地へ出かけて関係者とお話しをしながら確認しました。入れる状態ではない箇所もありましたが、地図を見ながら現況確認したところでございます。

議 長 ただいまの説明についてご質問、ご意見はございませんか。

持田委員 14番の持田です。議案の26ページについて質問です。
登記地目が「山林」等の農地が記載されていますが、これらは先に登記地目を変えたけれど、現況地目が農地のままだった、ということで今回非農地と判断するものでしょうか。

西村主任 農地台帳に登載されている農地は、現況主義をとっておりますので、登記地目が農地以外の土地であっても、農地として使われている場合は台帳に載っています。

今回ご指摘のあった農地は先に登記地目を山林等に変更したのではなく、登記地目は「山林」等であったが、昔は農地として使用していたため農地台帳に記載された農地であると思われます。

持田委員 わかりました。

議 長 その他にご質問、ご意見はございませんか。

議 長 他に質問がないようですので、議第218号非農地通知について、承認される方の挙手を求めます。

議 長 挙手全員と認めます。
よって、議第218号を承認いたします。
次に、議第219号農地法第3条第2項第5号による別段面積（農地法施行規則第17条第2項）について、を議題といたします。
事務局から内容について、説明をお願いします。

吉川主任 議第219号について、ご説明いたします。
議案の27～30ページをご覧ください。
出雲市農業委員会では、特定の農地について、別段面積の適用について審議し、一筆ごとに下限面積を設定できるようになっております。

今回は、22件、35筆の農地について、土地所有者から適用希望の申出があり、該当地区の農業委員及び農地利用最適化推進員と事務局職員で現地の状況を確認しております。個別の説明に入る前に、1件の申出の取下げがありましたので、修正をお願いします。議案の33ページにあります、受付番号18番については、先日、土地所有者である申出者が死亡されたため、今回の申出が取下げられました。よって、この受付番号18番は削除となりますので、合計21件、34筆の申出となります。

それでは、個別の事案についてご説明いたします。議案は、31～34ページ及び説明資料の83～126ページからご覧ください。

受付番号1番は、矢尾町の土地1筆です。土地所有者は、高齢による労力不足のため、隣接の土地所有者から取得希望が出ております。現地確認については、10月11日に若槻農業委員及び農地利用最適化推進委員2名と事務局職員で行いました。取得後は、果樹や観賞用花木の栽培及び鉢植え植物用のビニールハウスを設置される計画です。

受付番号2番は、平野町の土地1筆です。この申出地の隣接宅地に居住する取得希望者は、先代から耕作をしており、このたび土地所有者から申出があったものです。現地確認については、10月11日に若槻農業委員及び農地利用最適化推進委員2名と事務局職員で行いました。取得後は、引き続き野菜を栽培される計画です。

受付番号3番は、上島町の土地1筆です。土地所有者は、県外在住による耕作不便のため、隣接の土地所有者から取得希望が出ております。現地確認については、10月10日に遊木農業委員及び農地利用最適化推進委員2名と事務局職員で行いました。取得後は、ブルーベリーを栽培される計画です。

受付番号4番は、乙立町の土地2筆です。土地所有者は、県外在住による耕作不便のため、隣接する空き家購入者から取得希望が出ております。現地確認については、12月3日に塩野農業委員及び農地利用最適化推進委員1名と事務局職員で行いました。取得後は、季節野菜、ハーブ、花を栽培される計画です。

受付番号5番は、知井宮町の土地3筆です。土地所有者は、高齢による労力不足のため、従来から申出地を耕作している隣接農地所有者から取得希望が出ております。現地確認については、11月18日に原農業委員及び農地利用最適化推進委員1名と事務局職員で行いました。取得後は、引き続き水稲及びナス、キュウリなどの野菜を栽培される計画です。

受付番号6番は、知井宮町の土地3筆です。土地所有者は、高齢による労力不足のため、隣接宅地の居住予定者から取得希望が出ております。現地確認については、11月18日に原農業委員及び農地利用最適化推進委員1名

と事務局職員で行いました。取得後は、キュウリ、ナス、トマトなどの野菜及び柿、栗などの果樹を栽培される計画です。

受付番号7番は、知井宮町の土地2筆です。土地所有者は、県外在住による耕作不便のため、隣接する空き家購入者から取得希望が出ております。現地確認については、11月18日に原農業委員及び農地利用最適化推進委員1名と事務局職員で行いました。取得後は、野菜及び果樹を栽培される計画です。

受付番号8番は、東園町の土地1筆です。土地所有者は、高齢による労力不足のため、隣接の宅地居住者から取得希望が出ております。現地確認については、11月29日に小川農業委員及び農地利用最適化推進委員4名と事務局職員で行いました。取得後は、白菜、玉ねぎ、じゃがいも、キャベツなどの野菜を栽培される計画です。

受付番号9番は、西園町の土地1筆です。土地所有者は、県外在住による耕作不便のため、近隣の宅地居住者から取得希望が出ております。現地確認については、10月17日に小川農業委員及び農地利用最適化推進委員3名と事務局職員で行いました。取得後は、野菜及び果樹を栽培される計画です。

受付番号10番は、西代町の土地1筆です。土地所有者は、労力不足のため、従来から申出地を耕作している隣接の宅地居住者から取得希望が出ております。現地確認については、10月15日に恩村農業委員及び農地利用最適化推進委員1名と事務局職員で行いました。取得後は、引き続きキウイ、いちじく、トマト、すいか、メロンなどの野菜を栽培される計画です。

受付番号11番は、多伎町久村の土地1筆です。土地所有者は、死亡し後継者不在のため、隣接の空き家購入者から取得希望が出ております。現地確認については、10月15日に持田農業委員及び農地利用最適化推進委員1名と事務局職員で行いました。取得後は、果樹を栽培される計画です。

受付番号12番は、湖陵町三部の土地1筆です。土地所有者は、県外在住による耕作不便のため、従来から申出地を耕作している隣接の宅地居住者から取得希望が出ております。現地確認については、11月21日に秦農業委員及び農地利用最適化推進委員2名と事務局職員で行いました。取得後は、引き続き果樹及び季節野菜を栽培される計画です。

受付番号13番は、湖陵町板津の土地1筆です。土地所有者は、県外在住による耕作不便のため、隣接の空き家購入者から取得希望が出ております。現地確認については、11月21日に秦農業委員及び農地利用最適化推進委員2名と事務局職員で行いました。取得後は、引き続き果樹及び野菜を栽培される計画です。

受付番号14番は、湖陵町差海の土地2筆です。土地所有者は、県外在住

による耕作不便のため、近隣の空き家購入者から取得希望が出ております。現地確認については、10月9日に秦農業委員及び農地利用最適化推進委員2名と事務局職員で行いました。取得後は、果樹及び野菜を栽培される計画です。

受付番号15番は、湖陵町差海の土地4筆です。土地所有者は、労力不足のため、隣接の空き家購入者から取得希望が出ております。現地確認については、10月9日に秦農業委員及び農地利用最適化推進委員2名と事務局職員で行いました。取得後は、いも及び葉物野菜を栽培される計画です。

受付番号16番は、大社町修理免の土地2筆です。土地所有者は、いずれも遠方に居住しており耕作不便のため、近隣の宅地居住者から取得希望が出ております。現地確認については、12月5日に大槻農業委員及び農地利用最適化推進委員2名と事務局職員で行いました。取得後は、野菜を栽培される計画です。

受付番号17番は、斐川町学頭の土地1筆です。土地所有者は、県外在住による耕作不便のため、隣接する農地所有者から取得希望が出ております。現地確認については、12月2日に高橋農業委員及び農地利用最適化推進委員1名と事務局職員で行いました。取得後は、菜園栽培の計画です。

受付番号19番は、斐川町神庭の土地1筆です。土地所有者は、高齢による労力不足のため、隣接の宅地居住者から取得希望が出ております。現地確認については、12月2日に高橋農業委員及び農地利用最適化推進委員1名と事務局職員で行いました。取得後は、菜園栽培の計画です。

受付番号20番は、斐川町神氷の土地3筆です。土地所有者は、耕作不便のため、隣接の宅地居住者から取得希望が出ております。現地確認については、11月18日に竹内農業委員及び農地利用最適化推進委員1名と事務局職員で行いました。取得後は、菜園栽培の計画です。

受付番号21番は、斐川町福富の土地1筆です。土地所有者は、高齢による労力不足のため、隣接する農地所有者から取得希望が出ております。現地確認については、10月17日に久野農業委員及び農地利用最適化推進委員2名と事務局職員で行いました。取得後は、野菜及び果樹を栽培される計画です。

受付番号22番は、斐川町三分市の土地1筆です。土地所有者の遺言により、遺言執行者である隣接の宅地居住者から取得希望が出ているものです。現地確認については、12月2日に勝部農業委員及び農地利用最適化推進委員1名と事務局職員で行いました。取得後は、野菜を栽培される計画です。

個別事案の説明は以上になります。委員のみなさまにおかれましては、農繁期のお忙しい中、現地確認にご協力いただきありがとうございました。

説明は以上です。

議 長 ただいまの説明について、ご質問、ご意見はございませんか。

津戸委員 8番の津戸です。今回21件もの申出があったということですが、買い手が情報を得て申出されるのであれば、事業者が関与しているのでしょうか。

吉川主任 土地所有者が買い手を見つけられたうえで申出書を記入、提出されるのが一般的ですので、事業者が関与しているとは考えておりません。

津戸委員 所有者には県外在住の方がおられるが、この制度のことをどのように知っておられるのか。

吉川主任 行政書士や農業委員のみなさまからお話を聞かれて制度を知っておられると思います。

議 長 行政書士会ではこの制度のことをよくご存じと思います。農業委員会事務局のホームページには、この制度が掲載されていますか。

吉川主任 ホームページには掲載しておりません。

議 長 近所の方や空き家とあわせて農地を取得されるケースが多い。荒廃農地が増えるよりは耕作してもらったほうがいいと思います。

江角委員 斐川地域においては営農座談会でこの制度を紹介していますので、少しずつ浸透しているのではないかと思います。先日、わたしも相談を受けたところでした。

津戸委員 わかりました。

議 長 その他にご質問、ご意見はございませんか。

議 長 他に質問がないようですので、それでは、議第219号農地法第3条第2項第5号による別段面積（農地法施行規則第17条第2項）について、承認される方の挙手を求めます。

議 長 挙手全員と認めます。
よって、議第219号を承認いたします。
そのほか、何かございますか。

常松局長 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について、ご説明いたします。全国的に農業委員及び農地利用最適化推進委員並びに農業委員会事務局職員による不祥事が発生しており、昨年のところで全国農業会議及び島根県農業会議から法令遵守の依頼がありました。このことについて全国農業委員会会長代表者集会にて決議をされているということですので、秦会長から趣旨説明とご提案をお願いします。

議 長 昨年11月の全国農業委員会会長代表者集会において、全国で4件の不祥事が発生したことは大変残念であり、今後このようなことがないように、各農業委員会で徹底してくれとの話がありました。また、先般の農業会議においても同様の話がありました。全国農業会議と島根県農業会議から決議案を確認するよう依頼があり、趣旨を説明したうえで農業委員会総会にて決議をしていただきたいということでしたので、お手元の決議案を読みあげますのでご承認の程よろしくお願いいたします。

農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議

私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、農業者の公的な代表機関である農業委員会組織の一員として、法令に則り適正に農地制度を運用し、農地利用の最適化を実現する責務を負っている。特に、農地制度に基づく許認可に係る事務については、個人情報に接することも多く、公平・公正な運用はもちろんのこと、個人情報保護も徹底しなければならない。私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、高い倫理観を持ち、法令遵守を徹底するため、下記事項についてここに申し合わせ、決議する。

記

1. 農業委員会が担っている職務と責任を改めて自覚し、法令に則り適正に農地制度を運用すること。特に農業委員会法第31条の議事参与の制限、同第33条の議事録の公表を適切に実施して、農業委員会の議事の公正さを確保すること。

2. 農業委員、農地利用最適化推進委員としての高い倫理観を維持し、法令遵守を徹底するための研修等を実施すること。

令和2年1月27日

みなさま、よろしくお願いいたします。

全 員 承認

議 長 予定していた議事は終了しました。
以上をもって、本日の全ての議事日程を終了いたします。

議長が、総会の閉会を宣する。 午後 4 時

議事に参与した者の職、氏名

農業委員会事務局

常松事務局長、今岡次長、松崎主任、吉川主任、西村主任、大野主事

農業振興課

農地利用調整係 佐藤係長

以上、会議の顛末を記録し、その相違なきことを証するため署名する。

議 長

署名委員

署名委員